

使用料等の見直しに関する取組状況について

1. はじめに

平成25年4月の施設に係る使用料の見直しから9年が経過し、町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。町が保有する公の施設に係る使用料等の見直しを始め、使用料等の減免制度の見直しや新たな受益者負担について、令和2年5月から「使用料等の見直しに関するプロジェクトチーム（グループ長以下7名の職員で構成）」を設置し、検討を行っている。

2. 見直しに際しての基本的な視点

(1) 施設に係る使用料の見直し

使用料の算定方法や施設の維持管理に要する費用を明確化し、かつ定期的な見直しを行うことで、時宜を得た適切な受益者負担を求める。

(2) 減免等に関する規程等の見直し

特定の個人や団体だけが恩恵を受けることのないよう、減免等に関する規程や団体への補助金のあり方を見直すことにより、公平な受益者負担を求める。

(3) 新たな受益者負担

現在、無料で利用することができる施設についても、稼働率や維持管理にかかるコストを勘案し、必要に応じて新たな受益者負担を求める。また、一部の利用者のみが使用している施設内の備品についても、購入費用や維持管理コストが高い場合は、必要に応じて新たな費用負担を求める。

3. 使用料基準額と受益者負担の考え方

(1) 使用料基準額の算定方法は、「使用料基準額＝原価×受益者負担割合」とする。

(2) 原価の算定基礎

下記の施設の維持管理に要する経費の3か年を平均した額（原価）を算定基礎とする。

①人件費（施設の維持管理・運営に係る事務職員の人件費）

②物件費・維持補修費

施設の維持管理に係る報酬（会計年度職員に係るもの）、需用費（消耗品費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、火災保険料等）、委託料（施設の管理委託料等）、使用料及び賃借料等

(3) 受益者負担割合

町が設置している施設は、公園や道路のように町民の日常生活に不可欠であり、かつ民間での提供が難しいものや、スポーツジム等の体育施設のように民間でも類似のサービスを提供しているもの等、多種多様である。

使用料の算定にあたっては、施設の性質に着目せず、一律に受益者負担を求めることは、逆に公平性を損なう恐れがある。そのため、必需性と市場性から施設を分類し、その分類ごとに「公費負担（税金で負担）」と「受益者負担（利用者が負担）」の原則的な割合を設定する。

①必需性

高い施設	日常生活に欠かせないもので、公共性が高く民間による提供が困難な施設
低い施設	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の町民が恩恵を受ける施設

②市場性

高い施設	民間でもサービスが提供されており、行政と民間が競合する施設
低い施設	民間ではサービスが提供されにくく、主として行政がサービスを提供する施設

③施設の性質別分類

上記の性質を考慮の上、公共性の高さに応じて施設を4つに分類する。

ア 第1分類（例：道路、公園、図書館等）

行政による設置が必要であり、大半の町民が利用する施設であることから、受益者負担を求めない。

⇒ 受益者負担割合 0%

イ 第2分類（例：文化施設、比較的大規模な体育施設等）

行政による設置は必要であるが、特定の町民が利用する施設であることから、公費と受益者の両方で負担する。負担割合については、施設の利用実績や維持管理コスト等を勘案して決定する。

⇒ 受益者負担割合 25%又は50%

ウ 第3分類（例：テニスコート、プール等）

民間でも同種の施設があり、特定の町民が利用する施設であることから、受益者負担割合の比率を高くする。負担割合については、施設の利用実績や維持管理コスト等を勘案して決定する。

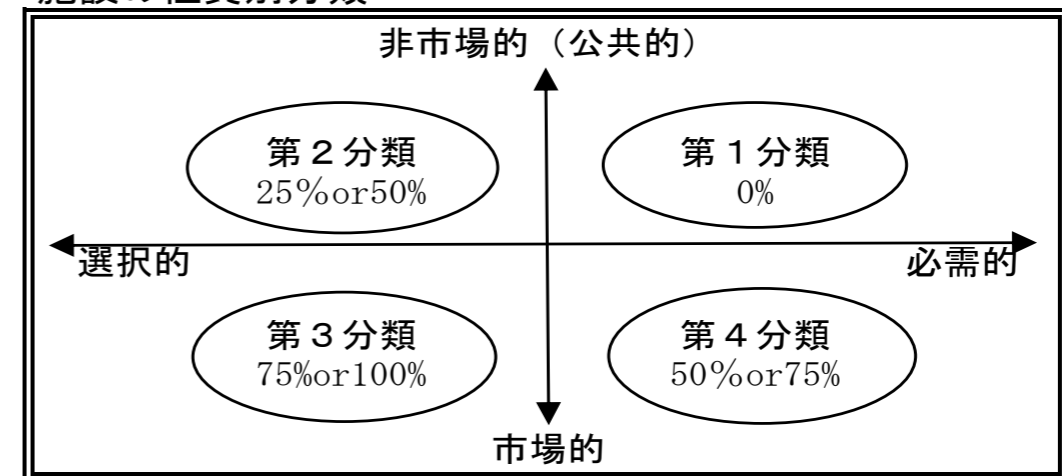
⇒ 受益者負担割合 75%又は100%

エ 第4分類（例：学童保育、葬祭場等）

民間でも同種の施設があるが、町民に対する福祉的な性格の強い施設であることから、公費と受益者の両方で負担する。負担割合については、施設の利用実績や維持管理コスト等を勘案して決定する。

⇒ 受益者負担割合 50%又は75%

施設の性質別分類



4. 減免制度の見直しの検討

施設使用料全体に占める減免割合は、約4割と大きな割合を占めている。金額にすると、年間で約500万円にも上っているため、減免制度の見直しについても検討していく。